

中空ゴルフクラブヘッド事件（侵害訴訟事件）	
事件の表示	平成21年（ネ）第10006号 中間判決日：平成22年3月24日 担当部：知的財産高等裁判所 第3部
中間判決	被控訴人が製造、販売する別紙製品目録記載のゴルフクラブは、控訴人が有する別紙特許目録記載の特許の特許請求の範囲の請求項1記載の発明の技術的範囲に属する。同特許は、特許無効審判により無効にされるべきものとは認められない。
参照条文	特許法第70条第2項等
キーワード	引用例の用語の解釈 文言侵害 均等侵害

〔事実関係〕

1. 事案の概要

原告は、自己の「中空ゴルフクラブヘッド」に係る特許第3725481号（本件特許）に基づいて、被告製品の製造販売について補償金及び損害賠償の支払いを求める特許権侵害訴訟を提起した。原審では、被告製品は本件発明の技術的範囲に属さないとして請求棄却判決をした（原審 東京地方裁判所平成19年（ワ）第28614号）。これに対して、原告が控訴した。

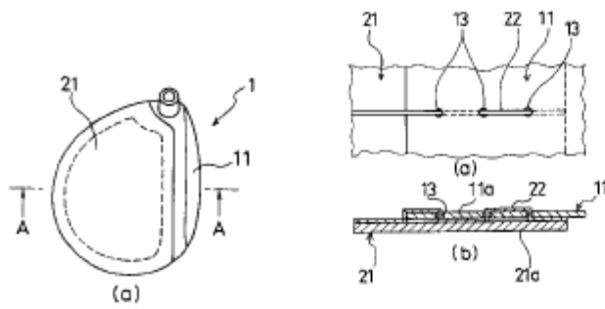
2. 出願の経緯

平成14年1月11日：本件特許を出願／平成15年7月22日：出願公開／平成15年11月18日：拒絶理由通知／平成16年4月12日：手続補正書及び意見書提出／平成17年2月15日：拒絶査定／平成17年4月7日：拒絶査定不服審判請求／平成17年5月9日：手続補正書及び審判請求理由補充書を提出／平成17年9月30日：設定登録

3. 特許発明の説明

【請求項1】

- (a)金属製の外殻部材11と繊維強化プラスチック製の外殻部材21とを接合して中空構造のヘッド本体を構成した中空ゴルフクラブヘッド1であって、
- (b)前記金属製の外殻部材11の接合部11aに前記繊維強化プラスチック製の外殻部材21の接合部21aを接着すると共に、
- (c)前記金属製の外殻部材11の接合部11aに貫通穴13を設け、
- (d)該貫通穴13を介して繊維強化プラスチック製の縫合材22を前記金属製外殻部材11の前記繊維強化プラスチック製外殻部材11との接着界面側とその反対面側に通して前記繊維強化プラスチック製の外殻部材11と前記金属製の外殻部材21とを結合した
- (e)ことを特徴とする中空ゴルフクラブヘッド1。



4. 被告製品の説明

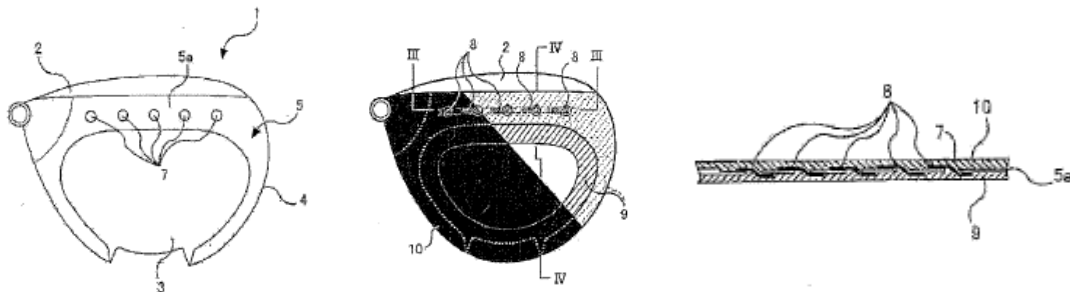
〈a〉 金属製外殻部材 1 と FRP 製外殻部材 9、10 とを接合して中空構造のヘッド本体を構成した中空ゴルフクラブヘッドであり、

〈b〉 金属製外殻部材 1 のフランジ部 5 に FRP 製下部外殻部材 9、FRP 製上部外殻部材 10 の接合部を接着すると共に、

〈c〉 金属製外殻部材 1 のフランジ部 5 に透孔 7 を設け、

〈d〉 透孔 7 を介して炭素繊維からなる短小な帯片 8 を、前記金属製外殻部材 1 の上面側の FRP 製上部外殻部材 10 との接着界面側とその反対面側に通して、前記 FRP 製上部外殻部材 10 と金属製外殻部材 1 とを結合してなる

〈e〉 中空ゴルフクラブヘッド。



〔争点〕

1. 構成要件(d)の文言の充足性
2. 均等侵害の成否
3. 本件特許の有効性（進歩性欠如の有無）

〔裁判所の判断〕

1. 原審の判断

- (1) 判決：原告の請求を棄却する
- (2) 争点：控訴審と同じ
- (3) 文言侵害について

「縫合材」の意味は、「物と物との間を左右に曲折しながら通る」と解釈し、構成要件（d）

が充足されず、文言侵害は成立しない

(4) 均等侵害について

「縫合材」は本件発明の本質的部分であるから、被告製品を本件発明と均等なものとするのはできない。

(5) 進歩性の欠如の有無

本件発明は、進歩性がある。

2. 当裁判所の判断

(1) 文言侵害

(結論) 本件発明の構成要件 (d) を文言上充足せず文言侵害は成立しない。

(理由)

① 「部材」などの語を用いることなく「縫合材」との語を選択した以上、その内容は、単なる「部材」とは異なり、何らかの限定をして解釈されるべきである。広辞苑を参照すると、「縫合材」の通常の意味は、「複数の対象物のすべてを貫き通すことによって結合させるために用いられる部材」である。しかしながら、構成要件 (c) (d) では、金属製外殻部材 1 1 と繊維強化プラスチック製部材 2 1 の両者に貫通穴 1 3 を穿ち両者を貫通させる部材である旨の記載がなく、上記通常の意味と異なる意味で用いられており、特許請求の範囲の記載からは、「縫合材」の技術的意義を一義的に確定することができない。従って、発明の詳細な説明の記載を参照する。

②「発明の実施の形態」の欄を参照すると、「縫合材」が上記通常の意味から離れて使用されていることが明らかである。「縫合材」が上記通常の意味から離れて使用されていることが明らかであるため、技術的な観点を含めて意義を解釈する。

「縫合材」を、金属製外殻部材 1 1 の複数の貫通穴 1 3 に、金属製外殻部材 1 1 の一方の側（接着界面側）と他方の側（その反対面側）とに曲折させて通すという構成を採用した目的は、金属製外殻部材 1 1 と繊維強化プラスチック製外殻部材 2 1 との接合強度を高めるためである。このためには、金属製外殻部材 1 1 の接着界面側の少なくとも 2 か所で繊維強化プラスチック製外殻部材 2 1 に接合することが必要である。このためには、「金属製外殻部材 1 1 の接着界面側から、貫通穴 1 3 を介して反対面側に達し、さらに、貫通穴 1 3 を通して接着界面側に回帰させる」ことが必要である。

上記から、「縫合材」とは、「金属製外殻部材 1 1 の二つ以上の貫通穴 1 3 を通し、かつ、少なくとも 2 か所で繊維強化プラスチック製外殻部材 2 1 と接合する部材」であると解するのが妥当である。

④従って、被告製品の構成要件 (d) における「炭素繊維からなる短小な帯片 8」は、「縫合材」ではなく、被告製品について文言侵害は成立しない。

(2) 均等侵害

(結論) 被告製品は、本件発明の構成と均等なものとして、その技術的範囲に属する。

(理由)

①告製品が本件発明と相違する点

「炭素繊維からなる短小な帯片 8」は、本件発明のように金属製外殻部材 1 の複数の貫通穴 7 に複数回通すものではなく、一つの貫通穴 7 に 1 回だけ通すものであり、金属製外殻部材 1 の上下において上部繊維強化プラスチック外殻部材 1 0 (本発明の「繊維強化プラスチック製外殻部材」に相当) 及び下部繊維強化プラスチック製外殻部材 9 と各 1 か所で接合すること。

② 等侵害の成立要件の判断

(i)置換可能性について

(結論) 置換可能性は認められる。

(理由)

「発明が解決しようとする課題」及び「発明の効果」の欄を参酌するに、本件発明の構成要件 (d) において「縫合材」を用いたことによる目的、作用効果 (ないし課題の解決原理) は、金属製の外殻部材 1 1 と繊維強化プラスチック製の外殻部材 3 1 との接合強度を高めることにある (以下、目的、作用効果イと記載する)。被告製品において、「炭素繊維からなる短小な帯片 8」は、一つの貫通穴 7 に通され、上面側の FRP 製上部外殻部材 1 0 及び下面側の FRP 製下部外殻部材と各 1 か所で接着されることにより、金属製外殻部材 1 1 と FRP 製上部外殻部材 1 0 との接合強度を高める効果を奏している。同効果は、本件発明において「縫合材」を用いたことによる目的、作用効果と共通する。

(i i)置換容易性

(結論) 置換容易性は認められる。

(理由)

「金属製外殻部材 1 1 の一方の側 (接着界面側) と他方の側 (その反対側) を貫く複数の貫通穴 1 3 に複数回通す」部材を、「金属製外殻部材 1 に設けた一つの貫通穴 7 に 1 回だけ通し、金属製外殻部材 1 の上下において上部繊維強化プラスチック外殻部材 1 0 及び下部繊維強化プラスチック製外殻部材 9 と各 1 か所で接合する」部材に置き換えることは、被告製品の製造時点において、当業者が容易に相当することができた。

(i i i)非本質的部分か否かについて

(結論) 本件発明において貫通穴 1 3 に通す部材が縫合材であることは、本件発明の本質的部分であるとは認められない。

(理由)

- ・ 本件発明の目的、作用効果イから、本件発明の課題解決のための重要部分は、「該貫通穴 1 3 を介して」と「前記金属製外殻部材 1 1 における前記繊維強化プラスチック製外殻部材 2 1 との接着界面側とその反対側とに通して前記繊維強化プラスチック製の外殻部材 1 1 と前記金属製の外殻部材 2 1 とを結合した」との構成であると認められること。
- ・ 本件発明では、「縫合材」は通常の意味とは明らかに異なる用いられ方をしているため、

「縫合」の語義を重視するのは妥当ではないこと。

・技術的な観点からは、本件発明における「一つの貫通穴13ではなく二つ以上の貫通穴13に」との要件部分及び「少なくとも2か所で接合する」との要件部分は、本件発明の課題解決のための手段を基礎づける技術的思想の中核的、特徴的な部分であると解することができないこと。

(i v)対象製品の容易推考性について

本件の全証拠によっても、被告製品が、本件特許の出願時における公知技術と同一又は公知技術から当業者が容易に推考できたものであるとは認められない。

(v)意識的除外について

出願経過及びその過程で提出された手続補正書や意見書の内容に照らして、原告が、本件特許の出願経過において、本件発明の「縫合材」を、一つの貫通穴7を通し、金属製外殻部材1の上下のFRP製外殻部材10、9と各1か所で接合した部材に置換する構成を意識的に除外したと認めることはできない。

・従って、裁判所は、被告製品の構成〈d〉における「炭素繊維からなる短小な帯片8」は、本件発明の構成要件(d)における「繊維強化プラスチック製の縫合材22」の均等物であると判断する。

(3) 本件発明の進歩性欠如の有無

本件特許は、進歩性があり、特許無効審判により無効にされるべきものとは認められない。

[考察]

上記判例を踏まえて、出願時の明細書作成において、以下のようにするべきであると考えられる。

・特許請求の範囲で使用する用語を決定するときに、この用語によって想定外の限定解釈をされないように、広辞苑等に記載されているその用語の意義が、意図する用語の意義と異なる、又は更に狭いものであるときには、その用語を極力使用しない。

・また、明細書中に、特許請求の範囲で使用する用語のうち、疑義が生じそうな用語の定義を必ず行い、権利範囲に含めたい構成がその用語に含まれるように留意する。

以上